

平成28年度

事業報告書

自 平成 28年 4月 1日
至 平成 29年 3月 31日

公益社団法人杉並区成年後見センター

平成28年度事業報告書
(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

公益社団法人 杉並区成年後見センター

はじめに

当センターは成年後見制度利用推進機関としての公益活動を一層充実させるべく、平成27年4月1日付けで公益社団法人に移行した。

今年度は、法人設立後10年を経過し11年目となる節目の事業年度であり、これまでの事業実績を踏まえ、以下の基本方針のもとさらなる後見制度の利用促進を図るべく事業を遂行した。

【基本方針】

- (方針1) 後見制度を支える公益社団法人として、相談から利用までの一貫した支援機能を発揮するとともに、区民後見人の養成と育成、法人後見の充実等を図る。
- (方針2) 成年後見制度の推進機関として、高齢社会の急速な進展に伴い、後見制度の利用を必要とする者の増加が想定される中、関係機関との連携体制を強化し、後見制度の一層の周知・普及を図る。
- (方針3) 個人情報の取扱いに十分留意しつつ、情報開示を積極的に推進し、公益社団法人としての透明で適正な法人運営を行う。

特に、今年度は設立10年を経過した節目の事業年度として、記念講演会の開催や記念誌の発行などの10周年記念事業を通じた周知活動を行うとともに、区庁舎のパネル展や区民センターの催事への参加を通じた成年後見制度のパネル展示、出張説明会を行うなど、年度を通じ周知活動のより一層の充実に取り組んでおり、これらの周知活動の拡充に際しては、区民後見人等候補者名簿登録者の活用を図っている。

<周知活動の充実に向け今年度実施した事業>

- ・創立10周年記念講演会・映画会の開催
- ・創立10周年記念誌の発行
- ・区庁舎でのパネル展示
- ・区民センター（7地区）の催事への参加を通じた成年後見制度のパネル展示
- ・出張説明会（2回）の開催

なお、当上半期において遺言書による遺産遺贈の申し入れがあり、平成28年度第2回理事会で寄附金取扱規則を制定し、当下半期において遺贈資産の受入を行った（寄附金の使途については、各事業の取組状況参照）。

各事業の取組状況

1. 円滑な法人運営体制の確立

運営体制	審議事項、報告事項
社員総会	<p>○ 第1回臨時社員総会 平成28年4月1日(午後) [決議事項] 議案第1号 理事の選任について</p> <p>○ 定時社員総会 平成28年5月31日(午前) [報告事項] 平成27年度事業報告及び監査報告について [決議事項] 議案第2号 平成27年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び財産目録の承認並びに監査報告について 議案第3号 理事の選任について</p> <p>○ 第2回臨時社員総会 平成29年3月31日(午前) [決議事項] 議案第4号 理事の選任について</p>
理事会	<p>○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条による理事会の決議の省略 理事全員から書面により同意の意思表示を、監事全員から書面により異議がない旨の意思表示を得たので、以下の議案について理事会の決議があったものとみなした。 決議があったものとみなされた日：平成28年4月6日 議案第1号 副理事長の選任について</p> <p>○ 第1回 平成28年5月16日(夜間) [決議事項] 議案第2号 「平成27年度事業報告」及び「平成27年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び附属明細書並びに財産目録」の承認並びに監査報告について 議案第3号 平成27年度事業報告等に係る提出書類の承認について 議案第4号 理事の選任と社員総会への付議について 議案第5号 定時社員総会の開催について</p>

<p>理事会</p>	<p>○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条による 理事会の決議の省略 理事全員から書面により同意の意思表示を、監事全員から書 面により異議がない旨の意思表示を得たので、以下の議案に ついて理事会の決議があったものとみなした。 決議があったものとみなされた日：平成28年8月15日 議案第6号 相談管理専用システムの導入に伴うリース契約 の締結について</p> <p>○ 第2回 平成28年11月8日（夜間） [報告事項] (1)上半期事業概要報告（平成28年4月～9月） (2)公益法人立入検査指摘事項への対応について [決議事項] 議案第7号 寄附金取扱規則の制定について</p> <p>○ 第3回 平成29年3月23日（夜間） [報告事項] (1)下半期事業概要報告（平成28年10月～29年2月） [決議事項] 議案第8号 平成29年度事業計画、収支予算書、資金調達 及び設備投資の見込みについての承認につ いて 議案第9号 専門委員の選任について 議案第10号 苦情解決委員の選任について 議案第11号 理事の選任と社員総会への付議について 議案第12号 臨時社員総会の開催について</p>
------------	---

運営委員会	<p>○ 第1回 平成28年4月8日(午後) 議事 事例審議 3件 法人後見事務審議 ・法人後見3号 報酬付与申立てについて</p> <p>○ 第2回 平成28年5月13日(午後) 議事 事例審議 4件 法人後見事務審議 ・法人後見4号 報酬付与申立てについて ・法人後見1号 施設サービス計画書について</p> <p>○ 第3回 平成28年6月10日(午後) 議事 事例審議 7件 法人後見事務審議 ・法人後見4号 施設サービス計画書について 後見監督事務審議 ・監督110号 初回財産目録及び収支予定表の提出について</p> <p>○ 第4回 平成28年7月8日(午後) 議事 事例審議 4件 法人後見事務審議 ・法人後見1号 報酬付与申立てについて ・法人後見1号 後見終了後の対応案について ・法人後見2号 サービス等利用計画について</p> <p>○ 第5回 平成28年8月10日(午後) 議事 事例審議 2件 事例相談 1件 法人後見事務審議 ・法人後見1号 報酬付与申立てについて 後見監督事務審議 ・監督104号 報酬付与申立てについて ・監督105号 後見終了後の対応案について</p> <p>○ 第6回 平成28年9月9日(午後) 議事 事例審議 1件 後見監督事務審議 ・監督105号 報酬付与申立てについて</p>
-------	---

運営委員会	<p>○ 第7回 平成28年10月14日（午後） 議事 事例審議 4件 法人後見事務審議 ・法人後見3号施設サービス計画書について 後見監督事務審議 ・後見監督108号 報酬付与申立てについて ・後見監督108号 後見終了後の対応案について</p> <p>○ 第8回 平成28年11月11日（午後） 議事 事例審議 3件 法人後見事務審議及び後見監督事務審議 ・「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」に関する対応案について</p> <p>○ 第9回 平成28年12月9日（午後） 議事 事例審議 7件 後見監督事務審議 ・後見監督111号 初回の財産目録及び収支予定表の提出並びに居住用不動産処分許可申立てについて ・後見監督112号 初回の財産目録及び収支予定表の提出について</p> <p>○ 第10回 平成29年1月13日（午後） 議事 事例審議 5件</p> <p>○ 第11回 平成29年2月10日（午後） 議事 事例審議 5件 事例相談 1件 法人後見事務審議 ・法人後見4号 後見終了後の対応案について</p> <p>○ 第12回 平成29年3月10日（午後） 議事 事例審議 6件 事例相談 2件 法人後見事務審議 ・法人後見2号 報酬付与申立てについて ・法人後見4号 報酬付与申立てについて ・法人後見2号 サービス等利用計画書について</p>
区、社協との会議	○ 事務事業及び運営体制の拡充、整備に関して、杉並区、杉並区社会福祉協議会との会議を随時開催した。

2. 公益目的事業 成年後見制度利用推進事業

【成年後見制度の周知、普及及び啓発活動】

(1) 一般区民向け講演会

認知症等で判断能力の低下した方に対する成年後見制度の活用による権利擁護を推進するため、一般区民向けの講演会を開催し、制度の普及啓発を図った。

事業項目	実施内容
講演会の実施	<p>○ 講演会 「元気なうちから考えていく相続と遺言の知識」 主催 杉並区成年後見センター 開催日 平成28年6月27日(月)午後2時から午後4時 講師 司法書士 浜田 玉代 氏 受講者 22名 [アンケート集計結果] 記入者19名 <感想・意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自筆証書遺言書と公正証書遺言作成時の注意点がわかってよかった。 ・公正証書遺言作成の費用等もわかり、参考になった。 ・具体的な想定事例が示されていて分かり易かった。 <p><相続や遺言について、心配なことはありますか></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定相続人がいない。 ・残された家族に負担をかけないように、遺言書を作成しておきたい。 <p>○ 講演会 「任意後見って何？ ～制度利用の前に知っておきたいこと～」 主催 杉並区社会福祉協議会 杉並区成年後見センター 共催 開催日 平成28年9月28日(水)午後2時から午後4時 講師 司法書士 安齋 忍 氏 受講者 37名 [アンケート集計結果] 記入者35名 <感想・意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際に任意後見人を受任している講師の方から課題を詳しく聞くことができ有意義だった。介護・医療従事者との連携が重要であることを感じた。 ・親族が任意後人を受任した場合の注意点についても聞きたかった。

<p>講演会の実施</p>	<p>○ 成年後見センター創立 10 周年記念講演会・映画会 主催 杉並区成年後見センター 開催日 平成 28 年 10 月 22 日（土）午後 1 時から午後 5 時</p> <p>（1）講演会 午後 1 時から午後 2 時 30 分 「成年後見制度はこれからどうあるべきか」 ～これまでの取組みから見えてきたもの・ 成年後見制度利用促進法等を踏まえて～ 講師 杉並区成年後見センター理事長・早稲田大学名誉教授 田山 輝明 氏 出席者 78 名（招待者 18 名（他区社協他）、一般 42 名、 区民後見人登録者 14 名、親族後見人 4 名）</p> <p>（2）映画会 午後 3 時から午後 5 時 「ペコロスの母に会いに行く」</p> <p>○ 講演会「一度は聞いておこう遺言・相続・成年後見の話」 井草地域区民センター協議会との協働事業 開催日 平成 28 年 11 月 13 日（日）、20 日（日） 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分 講師 弁護士・司法書士 田中 朝美 氏 受講者 13 日 14 名、20 日 11 名 【アンケート集計結果】 記入者 11 名 <感想・意見> ・親、自分のこれからのことを考えるきっかけになった。 ・実の親も義理の親も成年後見制度や公正証書遺言を利用して 準備してくれていたことで、問題なく対応することができた。 自分たちも学び、準備しなくてはと考えるきっかけになった。 ・基礎から理解できたこと、実際の事例で生じる問題点なども 含めて理解できてよかった。</p>
---------------	--

(2) 区民後見人等養成・支援事業

今後の後見制度の利用の増加に対応するため、区民後見人等養成・支援事業を実施している。

区民後見人等養成事業に関しては、平成27年度において区民後見人等養成研修（基礎研修及び実務研修）を実施し、研修修了者8名について区民後見人等候補者名簿への登録を行っており、今年度は区民後見人等受任待機者の状況を踏まえ、新たな養成は行っていない。

なお、従来区民後見人等候補者名簿登録更新時の要件が明確でなかったため、今年度「区民後見人等候補者紹介事業実施要綱」を改正し、更新時の年齢や当法人が必要と認め実施した研修への参加など更新時の要件を明確化した。この中で、研修に関しては、これまで区民後見人等候補者名簿登録者による自主グループ連絡会における勉強会を通じて実施することとし、当センターが関与しその運営を支援してきたが、今回の要綱改正にあたり、当法人が必要と認め実施した研修を受講することを名簿登録更新時の要件とし、自主グループ連絡会の運営に関しては、区民後見人等候補者名簿登録者による自主的な運営に委ねることとした。

また、後見人選任までの待機期間中の育成の一環として、法人業務の支援員として活用する事業を行っており、今年度より当センターが行う周知活動時の事務従事を活動内容とする事業支援員の活動を加え、一層の活用を図っている。

事業項目	実施内容
区民後見人等の 育成・支援	<p>○ 区民後見人等候補者名簿登録更新時の要件の明確化 「区民後見人等候補者紹介事業実施要綱」を改正し、更新時の年齢や当法人が必要と認め実施した研修への参加など更新時の要件を明確化した。</p> <p>○ 登録更新に必要な研修の実施</p> <p>(1) 成年後見センター創立10周年記念講演会 日時 平成28年10月22日(土) 午後1時～2時30分 内容 「成年後見制度はこれからどうあるべきか」 ～これまでの取組みから見えてきたもの・ 成年後見制度利用促進法等を踏まえて～ 出席者 14名</p> <p>(2) フォローアップ研修 ① 講義 日時 平成28年11月12日(土) 午後2時～3時30分 内容 「障害者の権利を実現すること」 ～障害者差別解消法を踏まえて～ 講師 ルーテル学院大学総合人間学部 教授 高山 由美子氏 出席者 15名</p>

(3) フォローアップ研修 ② グループワーク

日時 平成28年12月11日(日)午後2時～3時30分
 課題 (2) フォローアップ研修 ①の講義の内容を踏まえた
 グループワーク
 「誰にでもわかりやすく成年後見制度を説明する方法
 を考える」
 講師 ルーテル学院大学総合人間学部 教授
 高山 由美子氏
 出席者 14名

○ 区民後見人等の活用と支援

区民後見人登録者 17名(平成29年3月31日現在)

(登録者17名の内訳)

- ・東京都社会貢献型後見人養成講習会修了者 2名
- ・区民後見人養成研修修了者 15名

(平成21年度登録者2名、平成24年度登録者6名、平成27年度登録者7名)

待機時の活動状況

- [法人後見支援員] 4名(平成28年度中従事者)
- [事務支援員] 1名(平成28年度中従事者)
- [事業支援員] 15名(平成28年度中従事者)
- [地権生活支援員] 6名(平成28年度中登録者)

区民後見人等候補者紹介の状況

単位:件

28年度						27年度	
推薦件数			推薦後の 選任件数			推薦件数	推薦後の 選任件数
合計	うち 申立手 続中他	うち 審判済	前年 推薦	当年 推薦	合計	合計	合計
4	1	3	1	3	4	3	2

※ 平成28年度の推薦4件の運営委員会における候補者推薦審議の状況については、資料1参照。

後見人受任状況

平成27年度よりの継続受任者4名に加え、当年度において新たに4名の後見人受任の審判がおりたため、平成28年度中の受任者は8名となった。なお、平成28年度において被後見人の死亡により2件終了したため、平成29年3月末現在の後見人受任者は6名となった。

区民後見人受任可能人数 11名

(未受任の登録者8名及び被後見人の死亡による後見事務終了者3名)

(3) 周知活動

パンフレットやホームページを通じて、成年後見制度の周知や、当センターの周知及び広報を行うほか、今年度は設立10年を経過した節目の事業年度として、記念講演会の開催や記念誌の発行などの10周年記念事業を通じた周知活動を行うとともに、区庁舎のパネル展や区民センターの催事への参加を通じた成年後見制度のパネル展示、出張説明会の開催を行うなど、年度を通じ周知活動のより一層の充実に取り組んでおり、これらの周知活動の拡充に際しては、区民後見人等候補者名簿登録者の活用を図っている。

また、平成28年4月の障害者差別解消法の施行を踏まえ、制度利用者本人に対する説明用パンフレットを制作した。

さらに、地域団体等が主催する説明会や研修会に参加し、説明を行った（関係機関対象7回、一般区民等対象6回）。

事業項目	実施内容
パンフレット等の配付	<p>○ パンフレットの配布 今年度は地域区民センターなど配布対象先を拡大し、関係機関等へのパンフレットの配布を行い、より一層の成年後見制度の周知や、当センターの周知及び広報を行った。</p> <p>○ 成年後見センター創立10周年記念誌の配付 創立10周年を記念して発行した記念誌「～住みなれたまちであんしんして暮らしつづけるために～ 成年後見センター10年のあゆみ」を関係機関等に配付し、当センター事業の周知及び広報を行った。</p>
制度利用者に対する説明用パンフレットの制作	<p>○ 制度利用者に対する説明用パンフレットの制作 平成28年4月の障害者差別解消法の施行を踏まえ、また、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用を促進するため、制度利用者本人に対する説明用パンフレットを制作するとともに、同パンフレットの点訳・点字印刷を行った。当事業は当年度受入の遺産遺贈の趣旨を踏まえ実施したものである。</p>

周知活動	<p>○ 周知活動</p> <ul style="list-style-type: none"> • 創立 10 周年記念講演会・映画会の開催 詳細は、(1) 一般区民向け講演会の項参照。 • 区民センター（7地区）の催事への参加を通じた成年後見制度の パネル展示 <ul style="list-style-type: none"> 高円寺区民センターまつり 6月4日（土）、5日（日） 永福区民センターまつり 6月18日（土）、19日（日） 荻窪区民センターまつり 7月23日（土） 井草区民センターまつり 9月10日（土） 高井戸区民センターまつり 10月1日（土）、2日（日） 阿佐谷区民センターまつり 3月4日（土）、5日（日） 西荻 区民センターまつり 3月4日（土）、5日（日） • 区庁舎ロビーにおける成年後見制度のパネル展示 10月17日（月）から10月21日（金）の5日間 • 出張説明会（2回）の開催 <ul style="list-style-type: none"> 開催日 平成28年7月6日（水） 午後2時から午後3時30分 開催場所 高円寺地域区民センター 講師 当センター 相談員 参加者 9名 開催日 平成28年11月1日（火） 午後1時30分から午後3時30分 開催場所 高井戸地域区民センター 講師 当センター 相談員 参加者 10名
------	--

研修会等への参加

○ 関係機関職員や一般区民等を対象にした成年後見制度についての説明会及び研修会へ参加し、説明を行った。

回	月日	内容等	対象	参加者数
1	H28.5.18	高齢者虐待・権利擁護研修	ケアセンター・介護保険事業所職員・24 職員	71
2	H28.5.30	成年後見制度	あんしんサポート生活支援員	16
3	H28.6.11	税理士による成年後見制度講演会と無料相談会	一般区民	55
4	H28.6.18	成年後見制度	高次脳機能障害家族会会員 一般区民	21
5	H28.7.13	成年後見制度	24 職員(社会福祉士)	49
6	H28.7.29	成年後見制度 (三士会共催)	障害者関係機関・事業所職員	15
7	H28.8.18	成年後見制度	高齢者施設 相談員	15
8	H28.8.29	成年後見制度	24 高井戸家族介護教室 一般区民	12
9	H28.9.6	成年後見制度	24 下井草家族介護教室 一般区民	20
10	H28.11.19	成年後見制度	特別区職員互助組合会員	35
11	H28.12.14	成年後見制度	24 職員(社会福祉士)	51
12	H29.2.22	成年後見制度	24 高井戸家族介護教室 一般区民	7
13	H29.3.2	成年後見制度	24 南アフリカ ケアマネジャー	44

【成年後見制度に関する相談及び利用支援】

(4) 相談業務、申立て手続き支援

高齢者や障害のある者、その家族からの権利擁護や成年後見制度に関する相談に電話、来所、訪問により対応した。相談業務においては、制度の概要説明に加え、申立てに必要な書類を常備し、申立てに関する手続きの説明を行った。また、平日時間の無い方や複雑な課題を抱えている方に相談機会を提供するため、専門職団体との共催により休日相談会を実施した。

家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援が必要な事案においては、申立て手続き支援として、初回相談に続き、申立て書類の確認、第三者後見人等候補者の紹介等継続的な相談支援を実施した。また、既に後見人を受任している親族後見人や専門職後見人からの相談対応も実施した。

また、平成28年4月の障害者差別解消法の施行を踏まえ、また、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用を促進するため、相談対応に「拡聴器」「筆談ボード」を備え置くとともに、申立て支援時の制度利用者本人の制度理解や代理行為目録の理解を助ける「コミュニケーションボード」を制作した。さらに、(3)周知活動の項に記載のとおり、制度利用者本人に対する説明用パンフレットを制作するとともに、同パンフレットの点訳・点字印刷を行った。

事業項目	実施内容																																																																						
相談事業の実施	<p>○ 成年後見制度等の利用や権利擁護に関する相談に電話、来所、訪問で対応した。</p> <p>相談件数は、前期とほぼ同数の2,524件（前期2,538件）となった。相談対象者の構成比は、認知症が72%、精神疾患9%、知的障害9%となっている。相談者の構成比は、本人、親族からの相談が31%（内訳は本人7%、親・子・配偶者12%、その他の親族12%）、関係機関からの相談は52%となっている。</p> <p>【月別相談方法別受付件数】 単位:件 () 内は新規相談で内数</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話</td> <td>131 (39)</td> <td>165 (46)</td> <td>159 (43)</td> <td>126 (20)</td> <td>146 (43)</td> <td>144 (28)</td> <td>141 (42)</td> <td>149 (27)</td> <td>158 (31)</td> <td>143 (31)</td> <td>100 (26)</td> <td>131 (43)</td> <td>1,693 (419)</td> </tr> <tr> <td>来所</td> <td>27 (19)</td> <td>42 (23)</td> <td>42 (22)</td> <td>30 (18)</td> <td>40 (23)</td> <td>38 (24)</td> <td>35 (27)</td> <td>47 (32)</td> <td>26 (16)</td> <td>42 (26)</td> <td>46 (27)</td> <td>51 (27)</td> <td>466 (284)</td> </tr> <tr> <td>訪問</td> <td>34 (6)</td> <td>25 (3)</td> <td>45 (4)</td> <td>32 (3)</td> <td>23 (7)</td> <td>30 (3)</td> <td>34 (2)</td> <td>28 (1)</td> <td>30 (0)</td> <td>31 (0)</td> <td>22 (1)</td> <td>31 (3)</td> <td>365 (33)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>192 (64)</td> <td>232 (72)</td> <td>246 (69)</td> <td>188 (41)</td> <td>209 (73)</td> <td>212 (55)</td> <td>210 (71)</td> <td>224 (60)</td> <td>214 (47)</td> <td>216 (57)</td> <td>168 (54)</td> <td>213 (73)</td> <td>2,524 (736)</td> </tr> </tbody> </table>		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	電話	131 (39)	165 (46)	159 (43)	126 (20)	146 (43)	144 (28)	141 (42)	149 (27)	158 (31)	143 (31)	100 (26)	131 (43)	1,693 (419)	来所	27 (19)	42 (23)	42 (22)	30 (18)	40 (23)	38 (24)	35 (27)	47 (32)	26 (16)	42 (26)	46 (27)	51 (27)	466 (284)	訪問	34 (6)	25 (3)	45 (4)	32 (3)	23 (7)	30 (3)	34 (2)	28 (1)	30 (0)	31 (0)	22 (1)	31 (3)	365 (33)	計	192 (64)	232 (72)	246 (69)	188 (41)	209 (73)	212 (55)	210 (71)	224 (60)	214 (47)	216 (57)	168 (54)	213 (73)	2,524 (736)
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計																																																										
電話	131 (39)	165 (46)	159 (43)	126 (20)	146 (43)	144 (28)	141 (42)	149 (27)	158 (31)	143 (31)	100 (26)	131 (43)	1,693 (419)																																																										
来所	27 (19)	42 (23)	42 (22)	30 (18)	40 (23)	38 (24)	35 (27)	47 (32)	26 (16)	42 (26)	46 (27)	51 (27)	466 (284)																																																										
訪問	34 (6)	25 (3)	45 (4)	32 (3)	23 (7)	30 (3)	34 (2)	28 (1)	30 (0)	31 (0)	22 (1)	31 (3)	365 (33)																																																										
計	192 (64)	232 (72)	246 (69)	188 (41)	209 (73)	212 (55)	210 (71)	224 (60)	214 (47)	216 (57)	168 (54)	213 (73)	2,524 (736)																																																										

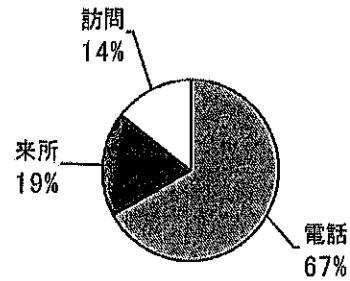
相談事業
の実施

【相談方法内訳】

単位件 () 書は新規相談で内数

	28年度	27年度
電話	1,693 (419)	1,627 (390)
来所	466 (284)	527 (295)
訪問	365 (33)	384 (20)
計	2,524 (736)	2,538 (705)

相談方法内訳 [28年度]
相談方法別構成比

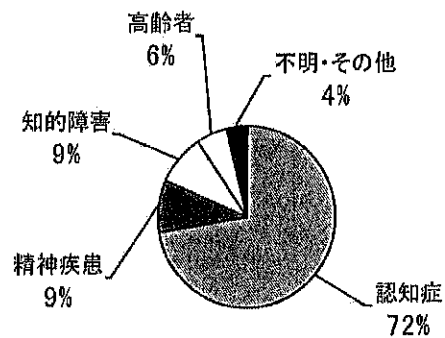


【相談対象者内訳】

単位件 () 書は新規相談で内数

	28年度	27年度
認知症	1,821 (479)	1,830 (456)
精神疾患	240 (61)	230 (40)
知的障害	223 (56)	125 (41)
高齢者	146 (92)	155 (86)
不明・その他	94 (48)	198 (82)
計	2,524 (736)	2,538 (705)

相談対象者内訳 [28年度]
相談対象者別構成比



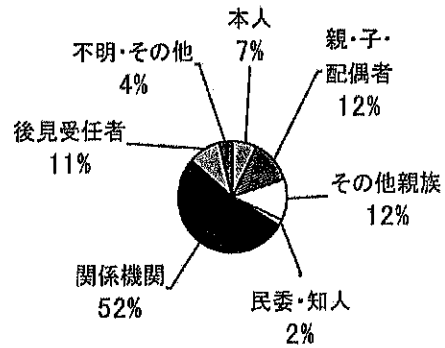
相談事業
の実施

[相談者内訳]

単位:件

	28年度	27年度
本人	267	316
親・子・配偶者	447	468
その他親族	439	398
民委・知人	75	67
関係機関	1,897	1,927
後見受任者	376	370
不明・その他	126	156
計	3,627	3,702

相談者内訳 [28年度]
相談者別構成比

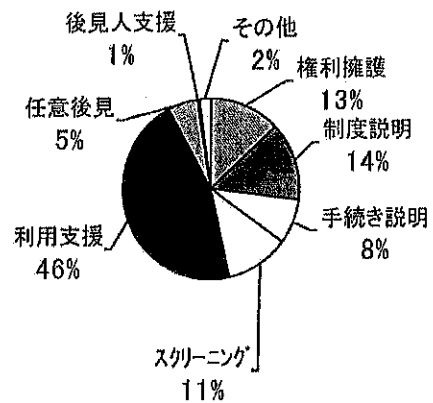


[相談支援内容内訳]

単位:件

	28年度	27年度
権利擁護	442	482
法定後見		
制度説明	476	550
手続き説明	279	311
スクリーニング	388	302
利用支援 ※	1,555	1,540
任意後見	176	172
後見人支援	25	24
その他	64	119
計	3,405	3,500

相談支援内容内訳
[28年度]
相談支援内容別構成比



※ 次の事業項目「申立て手続き支援の実施」において再掲

<p>相談事業 の実施</p>	<p>○ 税理士会を中心とする専門職団体との共催による、休日相談会を実施した。</p> <p>開催日 平成28年6月11日(土) 午前10時～午後4時</p> <p>相談者 9名</p> <p>相談員 19名</p> <p>(内訳 当センター1名、東京税理士会杉並支部・荻窪支部16名 リーガルサポート東京支部1名、東京社会福祉士会1名)</p> <p>○ リーガルサポートを中心とする専門職団体との共催による、休日相談会を実施した。</p> <p>開催日 平成28年7月23日(土) 午前10時～午後4時</p> <p>相談者 13名</p> <p>相談員 16名</p> <p>(内訳 当センター2名、リーガルサポート東京支部10名、東京税理士会杉並支部・荻窪支部2名、東京社会福祉士会2名)</p>
---------------------	---

申立て手
続き支援
の実施

○ 家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援として、継続的な相談対応や書類作成等の支援を実施した。

単位件

申立て手続き支援の内容	28年度	27年度
継続相談（複数回の相談対応）	1,473	1,448
書類作成支援	29	29
家裁・鑑定医等への同行・調査立会	8	8
その他	45	55
合 計	1,555	1,540

※ 対象期間における新規の支援対象者人数

28年度	27年度
129人	113人

○ 家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援として、第三者後見人等候補者の紹介等を実施した。

単位件

項目	内訳	28年度						27年度	
		推薦件数			推薦後の 選任件数			推薦件数	推薦後の 選任件数
		合計	うち 申立手 続中他	うち 審判済	前年 推薦	当年 推薦	合計	合計	合計
第三者 後見人 候補 者紹介	弁護士	2	1	1	1	1	2	2	2
	司法書士	23	8	15	5	15	20	21	18
	社会福祉士	17	3	14	7	14	21	21	16
	税理士	4	1	3	0	3	3	2	3
	計	46	13	33	13	33	46	46	39
項目		28年度						27年度	
鑑定医紹介		紹介件数						紹介件数	
		0						0	

※ 第三者後見人等候補者紹介の推薦件数は、当年度開催の運営委員会の審議結果に基づく推薦件数を専門職種別に集計している。

推薦後の選任件数は、当年度中に家庭裁判所の審判がおり後見人として選任された件数を専門職種別に集計している。

※ 司法書士、社会福祉士の28年度推薦件数「うち申立手續中他」の件数には、候補者推薦後に被後見人等が死亡したものが、各1件含まれている。

※ 平成28年度の運営委員会における候補者推薦審議の状況については、資料1参照。資料1では、上記の第三者後見人等候補者の推薦46件に加え、区民後見人の推薦4件、当法人を候補者とするもの1件、合計51件の審議状況を記載している。

障害者差別解消法への対応

○ 平成28年4月の障害者差別解消法の施行を踏まえ、また、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用を促進するため、相談対応及び申立て支援時の対応として、以下の施策を実施した。

- ・相談対応用として「拡聴器」「筆談ボード」の備え置き
- ・申立て支援時の制度利用者本人の制度理解や代理行為目録の理解を助ける「コミュニケーションボード」の制作
- ・制度利用者本人に対する説明用パンフレットの制作及び同パンフレットの点訳・点字印刷

当事業は当年度受入の遺産遺贈の趣旨を踏まえ実施したものである。

職員研修の実施

○ 相談業務・申立て手続き支援業務において、区民等からの相談により的確な対応ができるよう、内部研修、外部研修を通じて、センター相談員のレベルアップを図った。

[内部研修]

区分	研修内容等
法律・財産管理研修	法律職非常勤職員による法律・財産管理関係の研修を通年で実施（随時） <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用促進法について ・葬儀・祭祀財産について ・東京家庭裁判所の最近の動向について ・成年後見制度利用促進基本計画について
職員実務研修	○障害者差別解消法について 講師：杉並区保健福祉部障害者施策課長

[外部研修] 追加確認

研修内容	主催	回数	参加 延人数
成年後見制度について	東京都社会福祉協議会	1	2
成年後見制度に関連する制度	東京都社会福祉協議会	1	1
社会貢献型後見人の受任ケースについて	東京都社会福祉協議会	1	2
コアスタッフ育成研修	東京都社会福祉協議会	5	5

(5) 申立て費用、後見報酬助成事業

所得や資産が少ないために、成年後見制度の利用が困難な者への支援として、申立て費用助成事業及び後見報酬助成事業を実施しており、ホームページやパンフレットを通じて事業の周知を図っており、当年度は報酬費用の助成を1件行った。

事業項目	実施内容		
	区分	28年度	27年度
申立て費用・ 後見報酬助成	申立て費用助成	—	1件
	報酬費用助成	1件	—

【後見人サポート及び関係機関との連携強化】

(6) 親族後見人勉強会

最近の家庭裁判所の動向を含めた後見事務に関する知識向上と、親族後見人の方の悩みや疑問の共有を目的とし、親族後見人を対象とした勉強会を開催した。

事業項目	実施内容
親族後見人勉強会	<p>○親族後見人のための勉強会</p> <p>日時 平成29年3月3日(金)午後2時から4時</p> <p>内容 成年後見制度に関する最近の法改正、最近の家庭裁判所の動向を含めた後見事務について 親族が後見人を務めるうえでの悩みや疑問</p> <p>講師 弁護士 高畑 満 氏 社会福祉士 金子 千英子氏</p> <p>参加者 22名(親族後見人8名、一般(申立予定者)10名、 区民後見人登録者4名)</p> <p>周知方法 広報すぎなみ掲載、東京家裁にポスター掲示、親族後見人登録者及び区民後見人登録者宛て案内文送付。</p>

(7) 関係機関との連携強化のための事業

高齢者の利用について密接な関係にある地域包括支援センターに対しては、地域ケア会議等に参加し、実務者レベルでの連携強化を図った。

また、杉並区社会福祉協議会（地域福祉権利擁護事業担当）との業務連絡会を毎月開催し、相談ケースについての課題共有に努め、両制度の迅速かつ適切な利用の推進を図った。

なお、杉並区内の関係機関との連携を強化し、成年後見制度の利用を円滑に進めるため、杉並区成年後見制度利用推進連絡会を開催した。

事業項目	実施内容
関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="480 763 1294 842">○ 地域包括支援センター主催の在宅医療地域ケア会議への参加 参加回数 2回 <li data-bbox="480 891 1294 969">○ 地域包括支援センター主催の地域ケア会議への参加 参加回数 3回 <li data-bbox="480 1019 1294 1097">○ 杉並区社会福祉協議会(あんしんサポート)との定期業務連絡会 開催回数 12回(原則毎月開催) <li data-bbox="480 1146 1294 1225">○ 東京都福祉保健局主催の連絡会への参加 参加回数 3回 <li data-bbox="480 1274 1294 1386">○ 東京家庭裁判所主催の家事関係機関と東京家庭裁判所との連絡協議会への参加 参加回数 1回 <li data-bbox="480 1435 1294 1771">○ 杉並区成年後見制度利用推進連絡会の開催 開催日 平成29年2月16日(木)午後3時から5時 出席者 15団体 16名 内容 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="512 1570 1294 1648">・杉並区成年後見センターの事業実施状況及び報酬助成制度 <li data-bbox="512 1653 1294 1731">・成年後見制度利用推進に向けてリーガルサポート東京支部の取組み <li data-bbox="512 1736 1294 1771">・杉並区の区長申立ての現状及び報酬助成制度

【法人後見業務】

(8) 法人後見業務

平成 28 年度は、4 件の法人後見（法定後見）業務を行った。なお、平成 28 年度において被後見人の死亡により 2 件終了したため、平成 29 年 3 月末現在の法人後見受任件数は 2 件となった。

なお、法定後見及び任意後見の制度利用に際しての法人後見受任の方針の見直しについては、継続して検討を行った。

事業項目	実施内容			
法人後見業務	○ 法人後見業務 平成 28 年度中の受任件数 4 件 (うち 2 件は当年度において死亡により終了)			
	審判日	種別	類型	主な後見事務
	H19.5.10	高齢者 (認知症)	後見	所有するアパート及び財産の管理・処遇の充実 被後見人の死亡（平成 28 年 6 月 17 日）により終了。 平成 28 年 8 月後見事務終了報告を行った。
	H19.12.26	障害者 (精神・知的)	後見	生活費の管理 福祉サービス利用支援他
	H20.2.26	高齢者 (認知症)	後見	財産の管理 親族の後見人との連携
H21.3.11	高齢者 (認知症)	後見	入所施設での生活・体調の見守り 親族対応 被後見人の死亡（平成 29 年 1 月 20 日）により終了。 今後、後見事務終了報告を提出予定。	
※ 法人後見の現況については、資料 2 参照。				

【委任契約による代理事務】

(9) 委任契約による代理事務

移行型任意後見契約（通常の財産管理の委任契約と任意後見契約を同時に結び、判断能力が低下し、任意後見開始の必要が生じたときには、最初の委任契約から任意後見契約へ移行する契約形態）の活用について、法人の任意後見に関する検討と併せ継続的に検討を行った。

なお、平成28年度における利用実績はない。

【後見監督事務】

(10) 後見監督事務

区民後見人受任事案に関しては、成年後見制度推進機関として当センターが後見監督事務を実施しており、平成 27 年度よりの継続 4 件に加え、当年度において新たに 4 件後見監督人受任の審判がおりたため、平成 28 年度中の受任件数は 8 件となった。

なお、平成 28 年度において被後見人の死亡により 2 件終了したため、平成 29 年 3 月末現在の監督人受任件数は 6 件となった。

事業項目	実施内容				
後見監督事務	○ 後見監督事務 平成 28 年度中の受任件数 8 件				
	審判日	種別	類型	備考	主な後見監督事務
	H25.4.26	高齢者 (認知症)	後見		身上監護 面を中心 とした後 見人支援
	H25.6.20	高齢者 (認知症)	後見	平成 28 年 7 月死亡により終了。同年 9 月監督事務終了報告。同年 8 月相続財産管理人選任の申立てを行い、10 月選任され、11 月に後見人より相続財産管理人に財産の引継を行った。	
	H27.10.14	高齢者 (認知症)	後見	平成 28 年 8 月死亡により終了。同年 10 月監督事務終了報告。同年 12 月後見人より相続人代表者へ財産の引継を行った。	
	H27.12.18	高齢者 (認知症)	後見		
	H28.4.15	高齢者 (認知症)	後見		
	H28.10.4	高齢者 (認知症)	後見		
	H28.10.13	高齢者 (認知症)	保佐		
	H29.3.14	高齢者 (認知症)	後見		
※ 後見監督事務の現況については、資料 3 参照。					

【区長申立て事務支援】

(11) 区長申立て事務支援

区民等が後見制度の利用に結びつかずに不利益を被ることがないように、杉並区の所管課及び関係する機関との調整・連携を密に行い、申立書の作成や訪問同行など、推進機関として支援を行った。

事業項目	実施内容		
区長申立て支援	○ 区との協定に基づき、区長申立て事務の支援を行った。		
	単位件		
		28年度	27年度
	区長申立て事務支援	35	31

3. 法人管理業務

(1) 公益法人運営

法令及び定款にしたがい、理事会や社員総会の開催など法人の機関運営を適切に行った。

また、以下のとおり法定書類の作成・備置き・開示を行うとともに所管行政庁への提出を行った。

- ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 21 条第 2 項の規定に基づき財産目録等の書類を作成し、また、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づき計算書類等の書類を作成し、主たる事務所への備置きを行うとともに、認定法第 22 条第 1 項の規定に基づき所管行政庁への提出を行った。
- ・認定法第 21 条第 1 項の規定に基づき翌事業年度に係る事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みについてを作成し、主たる事務所への備置きを行うとともに、認定法第 22 条第 1 項の規定に基づき所管行政庁への提出を行った。

今後も公益社団法人としての、情報開示を積極的に推進し、透明で適正な法人運営と後見活動の支援を行うとともに、公益法人への移行後の法人運営の状況を踏まえ、定款及び諸規則等について、必要に応じ見直しを行う予定である。

(2) 相談業務の専用システムの導入

相談者に対し一貫性のある継続的な相談支援を行い、より質の高い相談対応を図るとともに、取り扱う個人情報のセキュリティ強化を図るため、相談業務の専用システムを導入することとした。平成28年度上半期より導入に向けた準備を進め、平成28年11月1日より稼働している。

事業報告の附属明細書

平成28年度事業報告においては、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成していない。